



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月12日金曜日 第2218号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による知事が定める法人の指定の一部改正.....	868
指定自立支援医療機関の指定.....	868
解除予定保安林にする旨の通知.....	869
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	869
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）.....	869
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	870
新たな土地改良事業の施行の認可.....	870
道路の区域変更（県道横浜生名港線）.....	870
開発行為に関する工事の完了.....	871
道路の区域変更（一般国道440号外）.....	871
道路の供用開始（一般国道440号外）.....	871
権限代行による道路の区域変更（一般国道440号）.....	872
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	872

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	872
--------------------------	-----

公 告

争議行為の通知の公表.....	872
-----------------	-----

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	873
政治団体の設立の届出.....	873
政治団体の届出事項の異動の届出.....	873
政治団体の解散の届出.....	874
資金管理団体の指定の取消し等の届出.....	874

正 誤

平成21年3月17日付け第2048号愛媛県公安委員会規則第2号（愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則）中.....	874
平成22年10月29日付け第2214号愛媛県規則第41号（審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則）中.....	874

告 示

○愛媛県告示第1258号

愛媛県情報公開条例第35条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(1)～(14) 省略	(1)～(14) 省略 (15) 愛媛県信用保証協会

○愛媛県告示第1259号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
メディコ21薬局・和気店	松山市和気町1丁目637-1バルティフジ和気内	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成22年9月1日
メディコ21土居田駅前調剤薬局	松山市土居田町500番地	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成22年9月1日
メディコ21今治東調剤薬局	今治市東村5丁目376-10	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成22年9月1日
メディコ21東大洲調剤薬局	大洲市東大洲149-3	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成22年9月1日
メディコ21薬局・宇和店	西予市宇和町卯之町5丁目263-1	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成22年9月1日

メディコ21薬局・れんげ店	西予市宇和町上松葉160番 1	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成22年9月1日
メディコ21薬局・重信店	東温市野田 3 丁目 1 - 13	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成22年9月1日
庄野薬局小松店	西条市小松町妙口甲1540番地 5	株式会社オネスト	精神通院医療（薬局）	平成22年9月21日
エンジェル薬局	四国中央市妻鳥町1665番地 1	有限会社エンジェルファミリー	精神通院医療（薬局）	平成22年11月1日
愛媛リハビリ訪問介護ステーション	松山市中野町甲366番地 1	有限会社愛媛生活リハビリケア研究所	精神通院医療（訪問看護）	平成22年9月1日

○愛媛県告示第1260号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町二名乙1837の 6
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1261号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成22年11月12日から11月25日まで

○愛媛県告示第1262号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第 5 条第 3 項の規定により、1 のとおり公示し、及び 2 のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

（東予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
四国中央市土居町天満官有地 岸 充 昭	四国中央市土居町津根3908 - 1 藤 田 嘉 平	四国中央市土居町野田丙205 - 1 江 口 正 広	土 居	土居町漁業協同組合
新居浜市西楠崎1967 - 1 明 智 唯 好	新居浜市松神子 1 丁目 7 番25号 加 藤 和 正	新居浜市八幡 2 丁目 2 番42号 増 田 元 夫	垣 生 南 部	垣生南部漁業協同組合
西条市禎瑞605番地 2 安 藤 靖 臣	西条市禎瑞1220番地 矢 野 昭 文	西条市禎瑞1937番地 井 下 梅 太 郎	禎 瑞	西条市漁業協同組合
西条市壬生川554 - 3 柳 瀬 豊 明	西条市大新田222 - 1 柳 瀬 重 年	西条市周布741 近 藤 広 美	壬 生 川	壬生川漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成22年11月12日から同年11月26日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第1263号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項

の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇和島市津島町成14番地 坂本 権三郎	宇和島市津島町竹ヶ島278番地 福島 吉治	宇和島市津島町柿の浦701番地 浅田 竜臣	下灘 第一	下灘漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成22年11月12日から同年11月26日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第1264号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

代表者 伊方町長 山下 和彦

西宇和郡伊方町湊浦1002番地2

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡伊方町二見乙179番3から同乙343番1までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+3.30メートル)

の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町二見乙137番7地先の西防波堤上に設

置された金属錐)は、北緯33度28分27秒、東経132度16分30秒の地点

1点は、基点から真北153度21分07秒134.36メートルの地点

2点は、1点から真北19度30分54秒15.44メートルの地点

3点は、2点から真北109度35分14秒19.99メートルの地点

4点は、3点から真北19度32分34秒30.36メートルの地点

5点は、4点から真北95度33分22秒70.03メートルの地点

6点は、5点から真北173度33分04秒67.32メートルの地点

(3) 面積

6,135.53平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年1月9日 愛媛県指令20港第568号

4 しゅん功認可年月日

平成22年11月12日

○愛媛県告示第1265号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・池の下地区)の施行を平成22年10月25日認可した。

平成22年11月12日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名1882番2から 同町生名2109番地先まで	旧	メートル 4.4~11.9	キロメートル 0.130	
			新	5.4~14.1	0.130	

○愛媛県告示第1267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年11月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第41号 平成22年11月4日	伊予郡松前町大字恵久美字中藪602番5、602番7及び602番8	伊予郡松前町大字恵久美602番地7 大 西 秀 定 伊予郡松前町大字恵久美521番地 大 西 淳 弘

○愛媛県告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野6010番3から 同字中久保6038番1まで	旧	メートル 14.8~47.8	キロメートル 0.325	
		上浮穴郡久万高原町西谷字横野6015番2から 同字中久保6038番1まで	新	16.0~49.0	0.325	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野7861番4から 同字中久保6038番1まで	旧	0.0	0.000	
			新	11.0~42.2	0.300	
"	494号	上浮穴郡久万高原町東川67番2地先から 同町東川43番地先まで	旧	4.3~20.5	0.083	
		上浮穴郡久万高原町東川67番2から 同町東川43番地先まで	新	10.3~31.4	0.083	
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6037番2から 同字横野6010番3まで	旧	14.8~47.8	0.325	
			新	16.0~49.0	0.325	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6037番2から 同字横野7861番4まで	旧	0.0	0.000	
			新	11.0~42.2	0.300	

○愛媛県告示第1269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野6015番2から 同字中久保6038番1まで	平成22年11月12日

”	”	上浮穴郡久万高原町西谷字横野7861番4から 同字中久保6038番1まで	”
”	”	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5964番1から 同字横野8097番1まで	平成22年11月13日
”	494号	上浮穴郡久万高原町東川67番2から 同町東川43番地先まで	平成22年11月12日
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6037番2から 同字横野6010番3まで	”
”	”	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6037番2から 同字横野7861番4まで	”

○愛媛県告示第1270号

四国地方整備局長から道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のように変更した旨の通知があった。その関係図面は、四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5668番2から 同字横野8094番1まで	旧	メートル 3 7~38 2 10 7~93 0	キロメートル 9 .143 2 .762	
			新	3 7~38 2 10 3~93 0	9 .143 2 .762	

○愛媛県告示第1271号

西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（土地改良区維持管理事業）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年11月12日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

西予市三瓶町土地改良区土地改良事業（土地改良区維持管理事業）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年11月15日から12月13日まで

3 縦覧場所

西予市役所三瓶支所

○愛媛県告示第1272号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・柿原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年11月12日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 県単独補助土地改良事業（農道）・柿原地区 計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成22年11月15日から12月13日まで

3 縦覧場所

内子町役場本庁

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成22年11月4日あったので公表する。

平成22年11月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事件 平成22年度年末一時金その他に関する事項

2 日時 平成22年11月15日正午以降本問題が完全解決に至る間

3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢1 - 10 - 38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521

財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成22年11月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																													
1～3 省略			1～3 省略																													
4 身体障害者支援施設			4 身体障害者支援施設																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>アイル</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略			<u>アイル</u>	省略		省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>身体障害者療護施設</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>アイル</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略			<u>身体障害者療護施設</u>	省略		<u>アイル</u>			省略		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																														
省略																																
<u>アイル</u>	省略																															
省略																																
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																														
省略																																
<u>身体障害者療護施設</u>	省略																															
<u>アイル</u>																																
省略																																
5 省略			5 省略																													

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。
平成22年11月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
篠原茂後援会	篠原 純一	篠原 末美	新居浜市光明寺一丁目516-2	平成22年10月1日	
のし克仁後援会	仙波 重樹	光田 邦夫	松山市二番町四丁目5-6	平成22年10月8日	
こまつ正幸後援会	小松 正幸	杉浦 綾	松山市千舟町六丁目5-4	平成22年10月8日	
えひめ再生の会	小松 正幸	杉浦 綾	松山市千舟町六丁目5-4	平成22年10月12日	
みんなの声がいちばん大事	浜本 泰久	中川 実	松山市土居田町747-3	平成22年10月15日	
愛顔えひめの会	仙波 静子	田中 淳	松山市一番町一丁目3-10	平成22年10月18日	
まつやま夢みらい	森田 隆	渡部 和雄	松山市小栗五丁目4-35	平成22年10月22日	
伊狩泰介後援会	伊狩 泰介	兵頭 弘章	松山市南江戸一丁目13-33	平成22年10月27日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。
平成22年11月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
岡原文彰後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市丸之内一丁目6 - 5	宇和島市賀古町二丁目2 - 32	平成22年10月8日	
	会 計 責 任 者	井 上 嘉 道	藤 田 元 紀		
明日の宇和島を考える会	主たる事務所の所在地	宇和島市大宮町三丁目3 - 6	宇和島市別当二丁目4 - 5	平成22年10月8日	
今治市医師連盟	代 表 者	羽 鳥 重 明	菅 大 三	平成22年10月12日	
	会 計 責 任 者	田 窪 一 徳	菅 拓 也		
こんどうひろし後援会	会 計 責 任 者	近 藤 昭 美	越 智 通 雄	平成22年10月19日	
幸福実現党松山後援会	代 表 者	宮 崎 省 三	山 本 繁 樹	平成22年10月20日	
えひめを考える会	政 治 団 体 の 名 称	えひめを考える会	えひめ再生の会	平成22年10月29日	

○愛媛県選挙管理委員会第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年11月12日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

志 々 満 会	徳 永 安 清	平成21年12月31日
徳 永 安 清 後 援 会	谷 川 正	平成21年12月31日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
全国社会保険推進連盟愛媛県支部	武 智 重 忠	平成22年9月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。

平成22年11月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
帽子敏信	愛媛県議会議員	愛媛政策研究会	松山市道後鷺谷町1 - 13	帽子敏信	平成22年10月18日
徳永安清	今治市議会議員	志々満会	今治市桜井一丁目6 - 48	徳永安清	平成22年10月22日

正 誤

○正 誤

平成21年3月17日付け第2048号愛媛県公安委員会規則第2号（愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則）中

ページ	箇 所	誤	正
225	改正後欄別表（第2条関係）8項ひな形欄	愛媛公安	愛媛公委
225	改正前欄別表（第2条関係）8項ひな形欄	愛媛公安	愛媛公委

○正 誤

平成22年10月29日付け第2214号愛媛県規則第41号（審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇 所	誤	正
831	規則番号	愛媛県規則第41号	愛媛県規則第42号